

府中市経常建設共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優良な中小建設業者の育成と振興を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として、府中市が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、経常建設共同企業体とは、自主的に結成される共同企業体であり、府中市が発注する建設工事の施工を目的としているものをいう。

(入札参加の取扱)

第3条 経常建設共同企業体に登録した業種については、その入札参加資格有効期間中、原則として、構成員の個々の建設業者として建設工事一般競争入札及び指名競争入札に参加できないものとする。ただし、特定建設工事共同企業体等への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできるが、経常建設共同企業体としての参加はできないものとする。

(構成員数)

第4条 経常建設共同企業体を構成する構成員の数は2又は3を原則とする。

(構成員の組み合わせ)

第5条 経常建設共同企業体の構成員の組み合わせは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組み合わせとする。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第6条 構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 建設工事等入札参加資格審査事務処理要領第8条に規定する市内業者であること。
- (2) すべての構成員は、登録を受けようとする業種について、当該年度の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 各構成員の出資比率の最小限度の基準については、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- (4) 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大であること。

2 経常建設共同企業体を結成した構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(資格申請)

第7条 経常建設共同企業体が入札に参加しようとする場合は、次に定める書類を

市長に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）

(3) 経常建設共同企業体入札参加資格の審査関係書類

（入札参加資格）

第8条 経常建設共同企業体の入札参加資格については、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て、市長が有資格者と認定する。

（適用）

第9条 入札及び契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）、府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）及び府中市建設工事等指名競争入札参加者選定要綱（平成11年府中市告示第69号）の定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

經常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

府 中 市 長 様

申請者（共同企業体名）

代表者	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	印

このたび、連帯責任によって請負契約の共同施工を行うため、 を
代表者とする 經常建設共同企業体を結成し、府中市が発注する建
設工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて入札参加資格の審査を申請
します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違な
いことを誓約します

〈添付書類〉

經常建設共同企業体協定書（様式第 2 号）

經常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、府中市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
經常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は、
とする。ただし、
を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

市 町 番地

市 町 番地

市 町 番地

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、次の権限を有するものとする。

（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

（2）請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領に関する権限

（3）当企業体に属する財産を管理する権限

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変

わないものとする。

%

%

%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体は第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

印

印

印